

2023年12月12日

## 吸収分割にかかる事後開示書面

東京都品川区大崎一丁目2番2号  
フリー株式会社  
代表取締役 佐々木 大輔

フリー株式会社（以下「承継会社」といいます。）及びエン・ジャパン株式会社（以下「分割会社」といいます。）は、2023年10月27日付で締結した吸収分割契約書に基づき、2023年12月12日を効力発生日として、承継会社が分割会社のpasture事業に関して有する権利義務を承継する吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関する会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

### 1. 本吸収分割が効力を生じた日

2023年12月12日

### 2. 分割会社における法定手続の経過

#### (1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過について

本吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割であるため、同法第784条の2の該当事項はありません。

#### (2) 会社法第785条の規定による手続の経過について

本吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割であるため、会社法第785条第1項第2号の規定に基づき、会社法第785条の規定による手続を行っていません。

#### (3) 会社法第787条の規定による手続の経過について

会社法第787条第1項第2号に定める新株予約権は存在しないため、会社法第787条の規定による手続を行っていません。

#### (4) 会社法第789条の規定による手続の経過について

分割会社は、会社法第789条第2項及び第3項の規定に基づき、2023年11月6日付で官報公告及び電子公告を行いました。が、会社法第789条第1項の規定による異議を述べた債権者はいませんでした。

### 3. 承継会社における法定手続の経過

#### (1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過について

本吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項の規定による吸収分割の差止請求をした株主はおりませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過について

承継会社は、会社法第 797 条第 4 項の規定に基づき、株主に対し、2023 年 11 月 6 日付で通知に代わる官報公告を行いました。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過について

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2023 年 11 月 6 日付で官報公告及び電子公告を行いました。が、会社法第 799 条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はいませんでした。

**4. 本吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項**

吸収分割承継会社は、本吸収分割の効力発生日である 2023 年 12 月 12 日をもって、分割会社から本事業に関する権利義務を承継いたしました。本吸収分割により承継会社が分割会社より承継した資産及び負債の額（概算）は次のとおりです。

承継した資産の額（概算額） 253 百万円

承継した負債の額（概算額） 117 百万円

**5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日**

2023 年 12 月 12 日（予定）

**6. その他本吸収分割に関する重要な事項**

該当事項はありません。

以上